

サンプル商事株式会社 定款

第1章 総則

第1条（商号）

当会社は、サンプル商事株式会社と称する。

第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- （事業内容の例：ソフトウェアの企画、開発、販売及び保守）
- 前各号に附帯する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都新宿区西新宿一丁目1番1号に置く。

第4条（公告の方法）

当会社の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

第5条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、240株とする。

第6条（株式の譲渡制限）

当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

第7条（株券の不発行）

当会社の株式については、株券を発行しない。

第3章 株主総会

第8条（招集）

当会社の定時株主総会は毎事業年度終了後3か月以内に、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

第9条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。

第10条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第4章 取締役

第11条（取締役の員数）

当会社の取締役は1名以上とする。

第12条（取締役の選任）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

第13条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第14条（代表取締役）

当会社に取り締役を2名以上置くときは、取締役の互選によって代表取締役1名を定めることができる。

第5章 計算

第15条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第16条（剰余金の配当）

当会社は、株主総会の決議によって、株主に対し剰余金の配当を行うことができる。

第6章 附則

第17条（設立に際して出資される財産の価額又はその最低額）

当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金300万円とする。

第18条（成立後の資本金の額）

当会社の成立後の資本金の額は、金300万円とする。

第19条（最初の事業年度）

当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和10年3月31日までとする。

第20条（設立時取締役）

当会社の設立時取締役は、次のとおりとする。 山田 太郎

第21条（発起人の氏名及び住所、設立に際して割り当てを受ける株式数並びに払込金額）

発起人 山田 太郎

住所 東京都新宿区西新宿一丁目1番1号

設立に際して割り当てを受ける株式数 60株

払込金額 金300万円

第22条（定款に定めのない事項）

この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、サンプル商事株式会社設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

令和 8年 9月 2日

発起人 山田 太郎 ⑩